

せたな町脱炭素化推進補助金申請の手引き

1. 補助金の対象となる方

以下の要件を全て満たす方が対象となります。

- ① せたな町内に住んでいる方またはせたな町内に転入してくる方で、町内に存する自ら居住する既存住宅または新築の住宅（建設予定含む）に太陽光発電システム等を設置しようとする方。（併用住宅を含みます。）
※事業者にあつては、町内に存する自己所有（法人にあつては法人所有）する店舗、事務所及びこれら類する建物及び付帯する施設であつて、引き続き事業を経営する方。
- ② 補助金交付決定後に工事を行い、当該年の翌年2月末までに設置完了できる方。
- ③ 個人の場合、当該個人及びその者と同一世帯に属する全て、事業者にあつては、当該事業者（個人事業主の場合は、当該事業主及びその者と同一世帯に属する全て）に町税等の滞納がない方。

2. 補助金の対象となる設備等

以下の要件を全て満たす設備等が対象となります。

【太陽光発電システム】

- ① 未使用品のもの（新品のもの）
- ② 低圧配電線と逆潮流有りで連携し、電力会社と電力需給契約を結ぶもの。（自家使用を超える余剰電力を電力会社に売電することができるシステムのもの）
- ③ 太陽電池モジュールの最大出力が10kW未満（事業所は50kW未満）のもの。

【定置用蓄電池】

以下の要件を全て満たす定置用蓄電池が対象となります。

- ① 常時、上記発電システムと接続し、同システムが発電する電力を放充電できる蓄電池であること。
- ② 日本産業規格または一般社団法人電池工業会規格に準拠しているもの。
- ③ 蓄電池の合計が1kWh以上であるもの。
- ④ 未使用品のもの（新品のもの）
- ⑤ メーカー指定の環境条件に設置していること。

【エネルギーマネジメントシステム】

- ① 未使用品のもの（新品のもの）
- ② 平時に省エネ効果が得られるとともに、計量区分ごとにエネルギーの計量、計測を行いデータ分析等ができる機器であること。
- ③ 発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要な機器であること。

3. 補助対象経費

発電システムを構成する以下の機械購入費、設置費が対象となります。

太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、パワーコンディショナー、交流側開閉器、発生電力計、余剰電力販売用電力計、定置用蓄電池設置費、設備工事に係る費用（配線・配線器具の購入設置費）

4. 補助金額

■太陽光発電システム

1kWあたり10万円（上限100万円）※事業者は上限200万円

補助金額＝太陽電池モジュールの公称最大出力×1kWあたり10万円

※千円未満の端数は切り捨てとなります。

■定置用蓄電池

設置に係る工事費の1／3（上限37万円）※事業者は上限118万円

■エネルギーマネジメントシステム

設置費の2／3（上限5万円）※事業者は100万円

5. 補助金交付申請の流れ

補助金交付申請

補助金交付申請書（様式第1号）に以下の書類を添付して、まちづくり推進課再生可能エネルギー推進係まで提出してください。

- ・誓約書兼同意書（様式第2号）
- ・対象経費の内訳がわかる工事契約書、売買契約書、注文書等の写し
- ・設置場所のわかる図面
- ・導入する機器等の仕様（形状、機種、規格、性能等に係るカタログ値が確認できる書類等（発電システム最大出力値や蓄電池蓄電容量が確認できるもの）
- ・事業者のうち、個人事業主の場合は開業届の写し、法人の場合は、現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書の写し

交付の決定

補助金交付申請書を受理後、内容の審査を行い、適正と認めた場合は交付決定通知を送付します。（交付決定前に工事を着工しないでください。）

交付決定後の内容変更について

補助金の交付決定後に、対象システムやモジュールの型番変更または設置枚数の

変更により最大出力が変更となる場合は、事前に変更承認申請書（様式第 4 号）に関係書類を添えて提出し、承認を受けなければなりません。

設置完了報告

補助金の申請者は、工事が完了したときは速やかに事業完了届（様式第 8 号）に以下の書類を添付して、当該年の翌年 2 月末までに提出しなければなりません。

- ・ 設置機器等の購入・設置に係る領収書（対象経費の内訳が記載してあるもの）の写し
- ・ 対象機器等の設置状況写真
- ・ 竣工検査の試験記録書の写し
- ・ 対象機器等の保証書の写し

補助金の交付

補助金の申請者から事業完了届が提出された後、その内容を審査して適正と認めたときは、補助金確定通知書を送付し、補助金をお振り込みいたします。

6. 発電システムの維持管理について

この補助金を受けた方は、発電システム等を法定耐用年数期間（太陽光発電システム 17 年、定置用蓄電池 6 年、エネルギーマネジメントシステム 5 年）適正に維持管理しなければなりません。

7. 補助金交付決定の取消等について

以下のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の全部または一部を取り消し、または補助金を既に交付されている場合には、その全部または一部を返還していただくことがあります。

- ①虚偽の申請その他不正の手順により補助金を受けたとき。
- ②補助金を発電システム等の設置以外の用途に使用したとき。
- ③発電システム等を補助金交付目的に反して使用、売却、譲渡、交換、廃棄、貸付、等に供したとき。

8. その他

予算に達した段階で受付を中止若しくは終了します。

■お問い合わせ先■

せたな町まちづくり推進課再生可能エネルギー推進室

T E L 0 1 3 7 - 8 4 - 5 1 1 1

F A X 0 1 3 7 - 8 4 - 4 6 5 7